

## 浜松市規則第4号

### 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（令和元年浜松市条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(特定施設の設置に関する事業の開始の届出)

第2条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の電話番号又は連絡先
- (3) 事業計画の内容として次に掲げる事項
  - ア 特定施設の設置に関する事業の用に供する土地の地番
  - イ 特定施設の発電出力
  - ウ 特定施設の設備の概要
  - エ 特定施設の設置に関する事業に係る工事の予定期間
  - オ 特定施設における発電事業の実施予定期間
  - カ その他市長が必要があると認める事項
- (4) 事業計画の周知の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第7条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、位置図、平面図その他市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の設置に関する事業の変更の届出)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、前条第1項第1号、第2号及び第3号アに掲げる事項とする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の電話番号又は連絡先
- (3) 特定施設の設置に関する事業の用に供する土地の地番

(4) 変更した事項及びその内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の設置に関する事業の廃止の届出)

第4条 条例第7条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の電話番号又は連絡先

(3) 特定施設の設置に関する事業の用に供する土地の地番

(4) 廃止の理由

(5) 廃止の年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(特定施設の設置に関する事業の完了の届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の電話番号又は連絡先

(3) 特定施設の設置に関する事業の用に供する土地の地番

(4) 特定施設の発電出力

(5) 完了の年月日

(6) 特定施設における発電事業の実施予定期間

(7) 事業計画の周知の実施結果

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の維持管理に関する事業の開始の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 届出者の電話番号又は連絡先
- (3) 特定施設の維持管理に関する事業の用に供する土地の地番
- (4) 特定施設の維持管理に関する事業の計画の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の維持管理に関する事業の変更の届出)

第7条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項とする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の電話番号又は連絡先

(3) 特定施設の維持管理に関する事業の用に供する土地の地番

(4) 変更した事項及びその内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の廃止に関する事業の開始の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の電話番号又は連絡先

(3) 特定施設の廃止に関する事業の用に供する土地の地番

(4) 開始の年月日

(5) 特定施設の廃止に関する事業の計画の概要

(6) 完了の予定年月日

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(特定施設の廃止に関する事業の完了の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わな

ればならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の電話番号又は連絡先
- (3) 特定施設の廃止に関する事業の用に供する土地の地番
- (4) 完了の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（公表）

第10条 条例第17条第1項の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（様式）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（細目）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。